

魚津市告示第154号

富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年7月4日

魚津市長 村椿 晃

富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、物価高騰の影響を受ける富山地方鉄道株式会社に対し、燃料及び資材の高騰分について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象路線)

第3条 補助金の対象となる路線は、富山地方鉄道本線とする。

(補助対象期間)

第4条 補助算定期間は、次のとおりとする。

(1) 令和7年3月1日から令和7年8月31日まで

(2) 令和7年9月1日から令和8年2月28日まで

(補助対象事業及び補助率等)

第5条 補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表によるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象路線の実車車両走行キロが確認できる書類

(2) 補助対象期間の各月の使用電力量が確認できる書類

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの
(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)をもって、当該申請者(以下「補助事業者」という。)にその旨を通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の保存)

第11条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和7年3月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定による交付決定を受けている者に係る第9条から第11条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
（１） 燃料高騰 令和 2 年度の平均燃料費調整単価と電力量料金単価を合算したものと補助対象期間中の各月の燃料費等調整単価と電力量料金単価を合算したものの差額に消費電力量を乗じた額	1 / 2 以内	補助対象経費に補助率を乗じた額
（２） 資材高騰 路線の運行に必要で、市長が必要と認める資材・物品（カーボンブラシ、制輪子、ベアリング、ワイパーモーター、遮断桿、遮断機、警標、警報灯、がいし、線条リレー、レール、転轍機用品、A T S 部品、パーツクリーナー、バラスト、冷却ファン等）の補助対象期間中の実購入単価と令和 2 年度以前の直近の実購入単価との差額に購入数を乗じた額		

備考

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額により算定する。
- 2 燃料費調整単価等は、燃料費調整単価と市場調整単価を合算したものをいう。
- 3 他の国庫補助金や県単独補助金等の対象となっていないものに限る。

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 事業所所在地

事業者名

代表者名

富山地方鉄道鉄道線物価高騰支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

富山地方鉄道鉄道線物価高騰支援事業費補助金の交付を受けたいので、富山地方鉄道鉄道線物価高騰支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次の関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

1 交付申請額

金 円

2 申請額の内訳

補助対象経費	補助金額
円	円

3 添付書類

- (1) 補助対象路線の実車車両走行キロが確認できる書類
- (2) 補助対象期間の各月の使用電力量が確認できる書類
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

様式第 2 号（第 7 条関係）
魚津市指令 第 号

事業所所在地
事業者名
代表者名

富山地方鉄道鉄道線物価高騰支援事業費補助金交付決定通知書
兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった富山地方鉄道鉄道線物価高騰支援
事業費補助金については、富山地方鉄道鉄道線物価高騰支援事業費補助金交
付要綱第 7 条の規定により交付し、併せて交付額を金 円に確定し
ます。

年 月 日

魚津市長